

民生委員が訪問します
高齢者調査にご協力ください

市は、2年に一度、高齢者等の現況調査を実施します。この調査は、高齢者の緊急搬送時の連絡対応や災害時の避難援助等、今後の高齢者福祉施策等の基礎資料として活用させていただきます。



対象世帯の担当民生委員が訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

- ▼基準日：6月1日現在
- ▼対象：市内在住の満65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者等
- ▼実施時期：6月から8月上旬



野外焼却は法律違反です
野焼きは禁止されています

「近所で草木を燃やしてけむたい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」といった苦情が市に寄せられています。廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは、法律で禁止されています。

特別で次のような場合は野外での焼却が許されています。
○風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

○農林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
○たき火や日常生活の焼却で軽微なもの

※例外行為であり、むやみに焼却しても良いというものではありません。焼却することによって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしていることがほとんどです。近隣に迷惑をかける野焼きはやめてください。

畑や庭から出た草木は焼却しないで、燃やせるごみとして処分してください。

環境課 ☎0259

その話、詐欺では？
特殊詐欺にご注意！

昨年の県内における特殊詐欺の被害総額が、11億円に達して過去最悪となっています。被害者の特徴は、60歳以上が7割を占め、大半が一人暮らしの高齢者となっています。

今年4月末までに被害総額が3億円を超え、県内で特殊詐欺の被害が多発しています。怪しいと感じた時は、慌てず落ち着いて、一人では判断せずに家族や警察などに相談しましょう。

○電話による詐欺のキーワード
「現金を預かります」
「現金を小包で送ってください」
「必ずもうかります」
「名義だけでもかしてください」
「当社が○倍で買い取ります」
「あなたは選ばれた人です」
など、これらの言葉は詐欺のキーワードです。

○相談窓口
・高梁警察署生活安全課 ☎0110
・岡山県警察本部 ☎086123410110
・消費者ホットライン ☎057010641370
・消費生活センター ☎086122610999

高梁警察署生活安全課 ☎0110

美しい水環境の保全
合併処理浄化槽の補助金

私たちの家庭から流されている生活排水が、川や海の汚れる原因となっています。公共下水道等が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、水路や川へきれいな水を流し、美しい環境や豊かな自然を守りましょう。

市は、次のとおり合併処理浄化槽設置の費用の一部を補助しています。

- ▼対象：公共下水道および農業集落排水事業の計画区域外で、平成26年度中に専用住宅に浄化槽を設置しようとする人
- ▼補助金額

5人槽：41万6千円
7人槽：57万9千円
10人槽：87万5千円
※すでに設置済み、着工済みの浄化槽は対象になりません。

合併処理浄化槽設置の利点
①生活排水の汚れが10分の1に減り、水路や川へ安心して流せます。
②水洗トイレで毎日の生活が快適になります。
③わずかなスペースがあれば、どこにでも短期間で設置でき、すぐに使用できます。
④蚊やハエの発生が少なくなります。

問 上下水道課 ☎0244

蜜蜂を飼育しているすべての人へ
蜜蜂飼育者の届け出制度

養蜂振興法が一部改正（平成25年1月1日施行）され、養蜂業者だけでなく、趣味で蜜蜂を飼育している人も「蜜蜂飼育届」の提出が義務付けられています。

▼届け出対象者：蜜蜂の飼育を行う人（ただし、届け出の除外規定が定められています。）

▼届け出時期：毎年1月下旬
▼届け出事項：届け出者の住所、氏名、電話番号、飼育場所、飼育予定蜂群数など

▼届け出様式：所定の様式（岡山県畜産課ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/53/>）内に様式を掲載しています。）

▼その他：蜜蜂飼育届を提出しない、または虚偽の届け出をした時は、10万円以下の過料に処される場合があります。

※詳しくは、県畜産課ホームページ内の「蜜蜂を飼われている皆様へ」を参考にしてください。

※内容・様式等に不明な点などがありましたらお問い合わせください。
問 県備中県民局農畜産物生産課 ☎086143417033

密猟防止と野生動物保護のため
狩猟免許試験のご案内

平成26年度の狩猟免許試験が次の日程で行われます。
▼狩猟免許試験

試験日	場 所	受付期間
7月27日(日)	グリーンヒルズ津山リージョンセンター (津山市)	7月16日(水)まで
8月7日(木)	体験学習施設百花プラザ (岡山市)	7月25日(金)まで
9月2日(火)	マービーふれあいセンター (倉敷市)	7月3日(木)～8月22日(金)

※グリーンヒルズ津山会場は、定員130人（先着順）です。お早めにお申し込みください。
※試験案内は、農林課、各地域局にも備えています。
問 高梁地域事務所高梁地域森林課 ☎02841

中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ

～個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました～

- ①事業活動に必要な資産は法人所有とするなど法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに、個人保証が不要となること
- ②多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）が残ることや、「華美でない」自宅に住み続けられること
- ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されることなどを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。（※第三者保証人についても、上記②、③については経営者本人と同様の取り扱いとなります。）

○経営者保証に依存しない融資や、保証債務の整理について、ご相談に応じます。
ガイドラインに基づき、金融機関と相談して、個人保証を提供せずに資金調達をした人、個人保証債務の整理をしたい人、まずは、中小企業基盤整備機構中国本部までお問い合わせください。ご相談に応じるとともに、必要に応じて無料で専門家を派遣します。（独）中小企業基盤整備機構中国本部 ☎082-502-6555

○政府系金融機関でも経営者保証を求めない資金繰り支援を強化します。
日本政策金融公庫では、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、積極的に対応します。また、小規模事業者向けに、個人保証を免除する特例制度を創設しました。詳しくは、日本政策金融公庫まで問い合わせてください。（日本政策金融公庫 ☎0120-154-505）

また、金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施しています。（平成26年2月1日から適用）

「論語教室」のご案内

山田方谷先生が学んだ陽明学、朱子学の原点である儒学（論語）を学ぶことにより、方谷先生の教えを再認識するとともに、論語から得た教訓を現代に知恵として生かし、「学びのまち高梁」の醸成と人材育成を行うため、論語教室を開催しています。皆さんの参加を待っています。一緒に論語を学びましょう。

問 前野さん ☎090-4801-4262

開催日時：毎月第3水曜日 午後7時～午後9時
場 所：旧備中中山藩御茶屋（奥万田町）
講 師：赤澤大史さん（岡山県立岡山東商業高等学校教諭）

求人情報 (6月3日現在) 問 ハローワークたかはし ☎22291

職 種	所在地	賃金月額	職 種	所在地	賃金月額
製造、ルート営業	川面町	時給 900円	土木作業員	成羽町	184,000円～253,000円
土木建築作業員	津川町	時給 1,350円	整備工員	川上町	177,000円～208,000円
介護職員	津川町	130,000円	養豚飼育	備中町	160,000円～180,000円
土木施工管理技士	津川町	日給 8,000円～13,000円	ホールスタッフ	正宗町	時給 720円～950円
事務員	落合町	146,000円	製造作業員	松山	時給 750円